

## 7月以降の開設には固定資産税は課税されます。

1月1日の賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税については、通知11主資計第249号(平成11年11月16日)主税局長通知により、4月(～6月)開設の場合は当該年度は10割減免となっています(開設年度の前年度の1月1日賦課期日分は下記④を除いて従前より減免対象ではありません)。

ところで、本経営相談室に最近、4月以外の月に特養等が開設される場合の固定資産税に係る課否判定のご照会をいただいております。前記通知文では、「老人福祉施設等の建設は国や都の補助金等を受けるためその指導及び日程に従って行われていること、施設開設に際しては一度に多数の人材を確保する必要があることなどから、施設の開設が4月となることが多い。」とした上で、減免対象時期を「減免の適用にあたっては、施設等の用に供された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、**その用に供され減免申請がなされた日以降初めて到来する納期限に係る分から減免する。**」と用途減免である旨記載されています(編者注) **納期限は通常6月末、9月末、1月末、3月末**。

したがって、

- ①4月(～6月)開設の場合は、6月末が最初に到来する納期限なので結果、全額減免対象となります。
- ②7月(～9月)開設の場合は、6月末(第1期分)の納期限が開設前に到来しており、6月末は開設されていないため減免にならず、開設以後に納期限が到来する9月末、1月末、3月末が減免対象となります。
- ③10月(～12月)開設の場合は、6月末(第1期分)、9月末(第2期分)の納期限が開設前に到来しており、6月末、9月末は開設されていないため減免にならず、開設以後に納期限が到来する1月末、3月末が減免対象となります。
- ④1月(～2月)開設の場合は、(開設)前年度第4期分(3月末)のみ減免対象となります。
- ⑤3月開設の場合は、全額減免対象になりません。

新築・改築が2か年にわたる特養等において、4月以外の月に開設することとなった(又は遅れた)理由は、相談事案では①資材高をうけ、3回目でやっと落札したから(自己資金繰りに時間を要した)②近隣との話し合いに時間がかかった③職員の確保が遅れたでした。

**上記通知の改正の見通しは現在立っていませんので、新築・改築・増築計画に際して、上記の開設時期による課税について、ご留意されるよう呼びかけする次第です。**

なお、減免対象となる社会福祉事業は下記のとおりです。

ア 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター ウ 老人介護支援センター  
エ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業 オ 保育所